

# 近世神社通史稿

井上智勝

A Tentative of the History of Shrines in the Early Modern Period

INOUE Tomokatsu

緒言

- ① 近世神社史の規定要因
- ② 一七世紀前半期
- ③ 一七世紀後半期

- ④ 一八世紀前半期
  - ⑤ 一八世紀後半期
- 一九世紀・近世神社史の帰結―結語にかえて―

【論文要旨】

本稿は、近世における神社の歴史的展開に関する通史的叙述の試みである。それは、兵農分離・検地・村切り・農業生産力の向上と商品経済の進展など中世的在り方の断絶面、領主による「神事」遂行の責務認識・神仏習合など中世からの継承面の総和として展開する。

一七世紀前半期には、近世統一権力による社領の没収と再付与、東照宮の創設による新たな宗教秩序の構築などが進められ、神社・神職の統制機構が設置され始めた。兵農分離による在地領主の離脱は、在地の氏子・宗教者による神社運営を余儀なくさせ、山伏など巡国の宗教者の定着傾向は神職の職分を明確化し、神職としての自意識を涵養する起点となった。

一七世紀後半期には、旧社復興・「淫祠」破却を伴う神社および神職の整理・序列化が進行し、神祇管領長上を名乗る公家吉田家が本所として江戸幕府から公認された。また、平和で安定した時代の自己正当化を図る江戸幕府は、国家祭祀対象社や源氏祖先神の崇敬を誇示した。

一八世紀前半期には、商品経済が全国を巻き込んで展開し、神社境内や附属の山林の価値が上昇、神社支配権の争奪が激化し始める。村切りによって、荘郷を解体して析出された村ではそれぞれ氏神社が成長した。また、財政難を顕在化させた江戸幕府は、御免勸化によって「神事」遂行の責務を形骸化させた。

一八世紀後半期には、百姓身分でありながら神社の管理に当たる百姓神主が顕在化した。彼らを配下に取り込むことで神職本所として勢力を伸ばした神祇官長官白川家が、吉田家と対抗しながら配下獲得競争を展開し、復古反正の動向が高まる中、各地の神社は朝廷権威と結節されていった。また、神社は様々な行動文化や在村文化の拠点となっていた。

明治維新に至るまでの一九世紀、これらの動向は質的・量的・空間的に深化・増大・拡大してゆく。近代国家は、近世までの神社の在り方を否定してゆくが、それは近世が準備した前提の上に展開したものであった。

## 緒言

本稿に与えられた課題は、近世神社の歴史的展開についての通時的叙述である。

これまで近世神社にかかる通史は、古代から近代に至るまでの「神祇史」の叙述の中で扱われてきた。「神祇史」とは、宮地直一によれば「神祇の崇敬によつて起れるあらゆる現象の起源沿革等を攷究する」研究分野である。この「神祇史」は、「神社史」と「神道史（神道思想史）」を両軸として構成されている。宮地は両者を「神祇史の二大方面」として、次のように述べている。

国史の上に於て神祇を具象的に表現せるは、いふまでもなく之を鎮祭せる神社にして、神社を対象となしその史上に於ける動作を主とする時は、之を神社史といふべく、之に対して必ずしも神社を目的となさず、神祇に対する思想の發達に重きをおくを神道史と命ぐるを得べし

すなわち「神社史」は「歴史的若しくは形式的」研究、「神道史（神道思想史）」は「宗教的又は哲學的研究」なのである。<sup>(1)</sup>かかる立場から、宮地をはじめ、佐伯有義、河野省三、岡泰雄らが、近世の「神祇史」を叙述している。<sup>(2)</sup>

彼らの著述は、いずれも戦前・戦中のものであるが、現在においても近世神社の歴史的展開を通覧しようとする場合に有効である。このことは、もちろんその研究水準の高さを示すものであるが、戦後、近世の神社をめぐる研究が進展しなかったことも大いに与つていよう。

戦後歴史学は、国家神道体制への反動から、神社や天皇に関する研究を忌避してきた。特に近世史においては、天皇・朝廷が武家政権に圧倒され「無力」な存在と化したという論理でその存在を無視し、もつて戦

前の国家体制への批判を示したから、他の時代以上にこの傾向が強かった。「神道史（神道思想史）」の分野は、天皇制国家形成の前提を探るための国学思想研究と関連することから進展をみた部分もあるが、「神社史」の分野の研究は著しく停滞した。

しかし、七〇年代以降、近世史研究の分野においても天皇や朝廷の歴史的位置を見定めようとする研究が興起してくる。これは、戦後歴史学が近世の天皇を「無力」として視野の外に置いてきたことが、かえつて象徴天皇制に正当化の論拠を与えたことに対する反省からであった。そのような研究動向の延長線上に、特に九〇年代以降、身分制研究などと連関しながら、ようやく近世の神社や神職に関する研究が活性化してきたのである。<sup>(3)</sup>

近世神社に関する以上のような研究状況を念頭に置くと、本稿の課題は、戦前・戦中の近世「神祇史」の叙述を踏まえ、戦後の研究成果を加味して、近世神社の通史的展開を示すところに所在するといえよう。

さりながら、本稿では、近世の神道思想の展開についてはほとんど闕説することをしなかった。近年、「神道史（神道思想史）」研究もまた飛躍的な進展をみせており、<sup>(4)</sup>これらを取り入れた「神祇史」を叙述するだけの準備が筆者にないからである。したがって本稿では、さしあたり戦後の研究成果を取り込んだ「神祇史」の概略を示すことを目的とした。とはいえ「神社史」の概略を示すにしても、様々な方法があるろう。本稿では、近世における幕藩領主・本所などの権力・権威の動向や経済構造の変化などの外部的要因が、神社にいかに影響し、その展開を規定したか、という視角から課題に迫ってみる。もとより近世神社の通史としては不備な点も多く、今後の肉付けが不可欠なことは言うまでもない。「近世神社通史稿」と題した所以である。

構成上は通史という点を意識し、時系列に沿った叙述を心がけた。すなわち、まず近世の神社史を規定する基本的な要因を述べた後、章を

一七・一八世紀それぞれの前半期・後半期に四分し、最後に一九世紀に言及するという構成をとった。しかし、これは必ずしも当該章で扱う事象が当該期のみが発生していることを示すものではない。各々の事象は前後の時期に跨って発生していることもあり、世紀やその前半・後半、あるいは元号という機械的な時期によって截然と区分できるわけではない。したがって、時期区分を名称とする各章で扱われている事象は、その時期を中心に、前後の時代に跨る動向を取り上げたものと理解いただきたい。

## ① 近世神社史の規定要因

近世の神社は、中世の神社の在り方を前提に存在することになる。中世に比べて近世という時代を特徴づけるのは、格段に強力な統一政権の登場である。中世の神社の在り方は、かかる権力の動向の直接・間接の影響によって、あるいは継承され、あるいは否定されてゆく。その総和が近世という時代の神社の在り方を特徴づけ、展開を規定するのである。以下、近世の神社をそれたらしめている与件を述べる。

### (一) 兵農分離・検地・村切り

近世統一権力の登場は、兵農分離による武力の城下町への集約と、重層的な土地所有関係を清算した検地によって招来された。

兵農分離、すなわち在地領主を城下町に集住させ機敏で強力な常備軍を編成することによって成立した幕藩領主権力の在り方は、在地神社の在り方に大きな変容をせまることになった。兵農分離によって、それまで在地に城館を構え、直接であれ間接であれ、自ら耕作に携わってきた在地領主は、常備軍の構成員として城下町への集住を余儀なくされる。彼らは在地神社に対する最大の篤信者であり、かつ経済的支援者であっ

た。兵農分離は在地神社から最大の庇護者を奪ったのである。しかしこのことは一方で、在地にある宗教者・氏子をして、領主の意志による掣肘を受けず、彼らの意志に基づいた神社の運営を可能ならしめたことを意味する。

地域によっては、在地領主のごとき地域権力が十分に成長しないところもあった。だが、そのような地域の神社においても、中世から近世にかけての社会基盤の変化から自由であることはできなかった。検地もまた、在地神社に大きな変容を迫るのである。

近世の統一権力は、検地によって重層的な土地所有関係を抜本的に整理することで、中世的な土地所有関係を克服して成立した。寺社が有した経済基盤も一旦清算されることを余儀なくされた。広大な土地を領有した有力社をはじめ村の氏神社（鎮守社・産土社などともいう）まで、社領や神領は悉く没収され、検地を施されて、貢納の基盤となった。豊臣・徳川初期の検地による社勢の衰えを伝える神社が多いのは、多分に誇張はあるにせよ、ある程度史実を反映したものと考えなければならぬ。

兵農分離によって在地領主が去った村もそうでない村も、神社は既述のとおり百姓や宗教者が維持・運営してゆかなければならなかった。しかし、検地によって神田や免田などの経済基盤が没収された状況でこれを維持することは、多大な努力を要した。氏子たちは、年貢地に組み込まれた村の耕地の一部を「神田」などと位置づけ、年貢を納めた余徳で神社を維持する努力を重ねた。

検地を受けて行われた「村切り」も、神社の在り方に影響を与えた。近世権力は、中世の重層的な土地所有権に起因する中間搾取を排し、領主権力が個々の小農民に直接対峙し、そこに貢租の基盤を置くことを指向した。そのため在地社会は、小農民を直接把握しやすいように編成・掌握される必要があった。近世権力は、多くの場合中世に展開した広い

莊郷を解体して、個々の集落を単位として村を設定した。これが「村切り」で、この時設定された村は、多く現在の大字に継承されている。

### (二) 農業生産力の向上と商品経済の展開

およそ二五〇年にわたって平和で安定した社会を維持した徳川治世下では、農業生産力が飛躍的な上昇を見せた。それは中世と比べた場合、民衆生活に豊かさやゆとりを与えるものであった。

また、農民の手元に残る作物が増えれば、それらは商品として換金された。それによって農村は、それまで以上に強く商品経済のサイクルに巻き込まれることになる。

このような農村における生産力の向上と商品経済への組み込みは、それらの状況如何によって、農村における社会秩序に改変をもたらす。近世の神社は村落社会によって維持されたが、その中心にある者は必ずしも近世を一貫してその位置にあったわけではない。村落内の覇権の移動によって、神社の中心的な担い手は変更される。

### (三) 通路の安全

中世と比べて近世は、通行に伴う負担が軽減され、その安全性が格段に増した時代であった。

中世には、各地の領主や在地社会によって道路や海路に関所が設けられ、関銭と呼ばれる通行料が徴収された。それは領主や在地社会による日々の通路の維持・管理の対価であったが、商人や旅人の負担は決して軽いものではなかった。近世の統一権力は、かかる通行料の徴収を撤廃した。これはいわゆる楽市・楽座と同一の方向上にある政策で、第一には商業取引の活性化を促すべく採用された施策であった。これによって従来諸役免除を承認され、関所を自由に通行することを許されていた特権的な商人は大きな打撃を受けたが、全体的に見れば商業活動は活性化

した。だが、この政策によって恩沢を受けたのは商人ばかりではない。各地の著名な神社に参詣する人々もまた、多大な関銭の負担に悩まされることはなくなった。

また、統一権力はその強大さをもって、道中に跋扈する盗賊を掃討した。これによって往来の安全性は大きく向上した。幕府による宿駅の整備もまた、旅行の利便性を高めた。

以上の交通事情の大幅な改善は、近世の神社、特に著名社の展開に少なからざる影響を及ぼす。

### (四) 「神事」遂行の責務認識の継承

以上のように、近世という時代は、中世の社会基盤やその体系を克服することによって成立し、それが当該期の神社の展開を規定する要件となった。しかしながら、近世は前代を全否定して出現した時代でもない。

近世領主は前代から、領主には封内の神社を維持し神事を円滑ならしめる責任があるとする、中世までの領主の責務認識を継承していた。

確かに近世の国家権力は、中世の土地制度や国家権力の在り方を否定して登場した。それに抵抗するものは強大な軍事力によって封圧されたが、旧領主やその分国に暮らす人々を殲滅しつくした上に成立したわけではない。帰順する者は多くこれを容れ、利用できる部分は旧来の枠組みを利用することで無駄な消耗を省いた。天皇・朝廷の温存・利用はその一例である。このことは近世国家権力が、国家あるいは領主権力の在り方に対する旧来の正当性認識を、一定程度引き継ぐことを余儀なくする。領主の神社に対する在り方も、このような文脈において前代からの責務認識を継承するのである。

もちろん、近世の領主が前代の領主の責務認識をそのまま継承したわけではない。中世における支配・被支配の関係は、決して一方的な強制



ではなく、一種の契約であった。したがって領民は領主が責務を果たし得ない場合には、その支配を拒絶することもあったという<sup>(5)</sup>。ただ、かかる契約は、在地社会の力量と領主の力量とが、ある程度まで拮抗している状況下でしか実効性を有さない。近世のように在地社会に対して領主権力が圧倒的に強い場合は、もはや契約の側面は失われていたと見るべきである。とはいえ、かかる意識は特に近世の前期においては、イデオロギー支配の局面で有効利用しうる存在であった。

### (五) 仏教と神道・僧侶と神職

神仏習合という形態も、前代から継承された。中世、いわゆる顕密体制という宗教の統合状況においては、神道は十分に自立した活動を展開することはなかった。神社も神職も、神を仏の化現とする本地垂迹・両部習合の思想状況から脱却することはできなかった。

しかし顕密体制が弛緩する室町後期以降は、宗教としての神道の自立も進行した。吉田兼俱による元本宗源神道（吉田神道・唯一神道）の提唱は、後世の学者から批判を浴びているように不徹底な部分はあるが、神道を仏教から独立させ、その優位を説いた点において画期的であった。神道の立場から仏教を相対化する兼俱の説は、従来僧侶に従属して活動していた神職に歓迎されるべき性格を具えていた。

吉田家は亀卜を司る卜部という神祇官の下級官人に出自を持つ公家であるが、累進を重ね、神祇官の次官を極官とするようになった。神祇の故実に精通し、その実力はやがて神祇官長官（神祇伯）を世襲する白川家を凌駕するに至った。南北朝期以降その地位はますます確固たるものとなり、神道界の第一人者としての位置を占めるようになる。兼俱はかかる家に生まれ、その家学を集大成したのである。

神祇官を技芸面で代表するという「神祇管領長上」の地位を創出・自稱して活動する吉田家は、兼俱以降神道界に大きく勢力を伸ばしてゆ

く。応仁・文明の乱によって神祇官の庁舎は廃絶したが、兼俱は自身が奉仕する吉田山齋場所内に神祇官の中心的施設八神殿を設け、ここが仮の神祇官（神祇官代）の役割を果たすに至って実質的にも神祇官の役割を遂行する中心となった。以降、吉田家を神祇官の代表とみなす認識は定着し、近世に継承されてゆく。

ただ、近世に至っても、宗教勢力としては依然として仏教が圧倒的に優勢であった。神道を奉じて神社に奉仕する神職の人数は、僧侶のそれに比すべくもなかった。ほとんどの村には中心となるべき神社と寺院が存在したが、寺院には概ね専属の僧侶が在るのに対して、神社には必ずしも専属の神職がおらず、一名の神職が数村の祭祀を兼帯することが一般的であった。僧侶の数が神職のそれを圧倒するという状況は近世を通じて変化することなく、現在にまで継承されている。組織的にも、本山を中心とした宗門組織を確立した寺院勢力と、確固たる中心を持たず近世を迎えた神社神職の差は歴然としていた。ただ、近世以前から各地において神職は集団を形成し、「触頭」などと呼ばれる統括者を戴いて活動する場合があった。その場合、統括者は一宮や地域の「惣社」と呼ばれる神社など、当該地域の中心的な神社であることが多かった。

### (六) 御霊から和霊へ

最後に、中世と近世で相違する神観念の変容について述べておく。

人神の崇りを宥和するために神に祝い、社祠を建てることは、近世以前からしばしば行われていた。これは神社成立の重要な契機の一つであり、近世に至ってもかかる契機によって小社祠が建立されることは珍しくなかった。神社と呼ぶには小規模な小社祠は近世を通じて増加した。

ただ、近世の前期までには「御霊から和霊へ<sup>(6)</sup>」という神観念の変質が傾向として進行した。それまでの人神祭祀は、災禍をもたらす怨霊を神に齋き祀ることで宥和をはかるために行われた。祀られた人神は畏怖す

べき存在で、その厄災を免れることが祭祀の目的であった。しかし、近世には、かかる祟り神が怒りを鎮めるだけでなく、逆にその強力な靈威で信仰者に恵みをもたらす存在に転化することがあった。豊国大明神や東照大権現の出現は、かかる意識の変化と無関係ではない。

## ② 一七世紀前半期

### (一) 朱印地・黒印地と除地

戦国の乱世を終結させた豊臣政権は、積極的に神社の修造を行った。その覇業を継いだ徳川政権もまた、著名神社の修造を行った。かかる行為は彼らの篤い崇敬を理由とするものとされるが、実際は「神事」遂行という領主の責務を国家レベルにおいて果たすことによって、自らが正当な国家公権の掌握者であることを誇示する手段であった。

豊臣政権も徳川政権も、検地によって神社の領地経営を一旦は否定した。しかし、有力神社に対しては改めて社領を付与した。諸侯もまた同様に、封内の有力社に社領を下した。これらの社領は、多く朱印状や黒印状によって宛行われ、朱印地・黒印地と呼ばれた。これを有する神社は、高い格式をもって処遇され、年頭や八朔に將軍や大名らに拜謁を許された。

ただ、神領の付与がなされたのは、幕藩領主が崇敬を寄せる神社についてであり、かかる恩典に与れない神社の方が圧倒的に多かった。しかし近世領主は領内神社の維持管理を、必ずしも全面的に村の氏子の自助努力に委ねていたのではない。朱印地・黒印地を付与されない一般の神社も、社領を奪われ、過酷な収奪の前に丸裸で晒されていたわけではないのである。領主が存在を承認した神社の境内や、場合によってはそこに奉仕する宗教者の居宅などは「除地」という免税地として遇された。

もとよりその規模は領主側が決定するもので、神職や氏子の希望どおりにはならなかったが、村の神社の維持に少くない役割を果たしたことは認められてよい。これもまた、中世までの「神事」遂行の責務認識を近世領主が継承していたゆえの施策と理解されよう。

### (二) 東照宮の創設

江戸幕府は、古代以来の国家祭祀対象社にも社領を与え、修造を加えるなど保護をはかった。幕府のかかる姿勢は、自身が国家権力の正当な継承者であることを示すもので、天皇・朝廷を奉じて政権の転覆を虎視眈々と目論む西国外様大名に対する牽制でもあった。

豊臣政権にせよ徳川政権にせよ、朝廷・天皇を温存したのは、その保護が西国大名をはじめとする諸勢力に政権奪取の名分を与えない効力を有するからであった。しかし彼らはあるままの形で朝廷・天皇の存在、あるいはそれによって整序される秩序を許容したわけではない。近世の政権掌握者は、あくまで天皇・朝廷とそれが有する機能を自己の権力に有利に働くように利用したに過ぎない。江戸幕府は二十二社など前代以来の国家祭祀対象社を承認・保護しながら、天皇・朝廷を利用して宗教世界を統制する体系を創出しようとしていたのである。

豊臣秀吉は、神祇管領長上吉田家の説に則って、死後「豊国大明神」として神に祝われた。これは豊臣政権が、その創始者である秀吉を「大明神」という唯一神道で最高位の神に祀ることによって自己の支配への正当性の付与を図ったことに他ならない。朝廷はその際に権威として利用されたのである。

江戸幕府もかかる形で朝廷の権威を活用した。ただその手法は、より巧妙であった。徳川家康は、死後「東照大権現」の神号を受けて神に祝われた。社殿は、はじめ家康の遺言によって駿河国久能山に設けられ、のち元和三年（一六一七）年下野国日光に移された。秀吉と異なる「大

権現」号による神格化である。この理由はしばしば次のように説明される。「大明神」号によって神に祝われた秀吉が保護したはずの豊臣政権はわずか二代で潰えたため、「大明神」号による神祝いは不吉であるとの天海の言を徳川政権が容れたためである、と。しかし徳川政権の基盤がまだ不安定な中で行われた創業者家康の神格化は、政治的な色彩を濃厚に帯びており、この問題はそのような理由づけのみによって片付けられるべきものではない。

近世の統一政権が、仏教勢力との激しい対抗とその徹底的な制圧によって誕生したことを想起すれば、近世権力が仏教・寺院の統制に多大な力を割くことを余儀なくされたことは容易に理解される。仏教勢力は江戸幕府にとってその支配を貫徹する上での脅威であった。したがって、武力での現実的な制圧とともに、イデオロギー的にもこれを圧倒しておく必要に迫られていたはずである。実際、徳川幕府は輪王寺門跡を創設して伝統的に仏教界の中心にあった天台宗門を統制下に置き、形式上朝廷の権威を借りながらも仏教界を自己の権力のもとに押さえ込んだ。

ただ、いうまでもなく輪王寺門跡は家康を祀る東照宮の護持を任とする存在であり、その地位は神君家康の権威を背景に確立されたものである。「大明神」号は唯一神道、すなわち僧侶の関与をみない神社の祭神が有する神号であるから、この神号によっては輪王寺門跡の創設はなしえなかった。神道と仏教の勢力の差違を念頭に置けば、選択されるのは唯一神道ではなく両部神道における神の最高位である「大権現」であることは必然であった。

正保二年（一六四五）、東照社は「宮」に格上げされ、翌年以降朝廷から奉幣使が発遣された。幕府はこれと並行して、途絶していた伊勢神宮への奉幣使も復活させたが、これは家康を祀る東照宮を天皇の祖神を祀る伊勢の神宮に匹敵する位置に高める意図からであった。以降、伊勢ともども日光山への奉幣使は恒例化された（例幣使）。

東照社（宮）の成立以降、諸侯の中には城下や領内にこれを設ける者も少なくなく、鳥取藩のように当該社に奉仕する神職を領内神社支配の頂点に位置づける場合もあった。

### （三）神社・神職統制

寛永十二年（一六三五）、幕府は寺社奉行を設置した。諸藩においては、はや遅れて、寛文頃から同様の職が設置されていった。寺社奉行は、寺社に関する行政事務を司るとともに、それらに関わる紛争の処理を職掌としたが、僧侶や神職などの宗教者の統括・管理を行う役職ではなかった。

宗教者の統括・管理は、領主権力の監督下、同じ身分集団に属する宗教者に委ねられた。神社に奉仕する神職の場合、諸藩では領内の特定の神社神職を触頭（社家頭・注連頭・幣頭などという）に任じて神職を統括させた。触頭には、領内の有力社や領主が崇敬する神社の神職が任じられる場合もあったが、既存の神職組織が利用されることも少なかった。

また幕府は、伊勢神宮、鶴岡八幡宮などの有力社には個別に法度を発布し、その自律的な動向を牽制するとともに、神社を自己の統制下に置いたことを示した。

### （四）在地宗教者の動向

中世から近世に社会が移行する過程において、神社の奉仕者も変容を被る場合があった。

兵農分離によって在地領主が去った地域では、神社の維持・管理の担い手や司祭者、あるいは祭祀秩序に大きな影響が出る場合があった。神社を管理し、祭儀を取り仕切る神職が在地領主と密接に結びついている場合、在地領主の転出はそのような神職の後ろ盾の喪失を意味する。在



地領主の転出によってかかる神職が失脚することは、しばしば在地の祭祀秩序の再編を迫ることに直結した。

また検地は、土地の生産高を把握し、そこに耕作民を緊縛することで安定的な貢租収入を得、政権の安定を図る方途であった。それは、諸国を巡り歩く廻国の宗教者の活動形態とは、相容れないものであった。したがって、それまで諸国を遍歴して活動していた山伏などの廻国の宗教者は活動の基盤としていた諸国の檀那の在り方の変化とも相俟って、多くが一つの土地に定着した活動に移行していった。

それまで諸国を廻って活動してきた山伏らが一所に定着し、村の宗教活動に積極的に関わることは、当然神職との間に緊張関係を生じさせる。祭祀の方法や祭祀に携わる巫女などの職掌をめぐって、両者は近世初頭以来、各地でしばしば争いを惹起させている。かかる争いを重ねる中で、混在する部分も少なくなかった両者の職分は徐々に整理されてゆき、山伏身分と神職身分の境界が明確化していった。<sup>(8)</sup> 職分の明確化は、神職に独自の身分に属するという自意識を涵養し、身分集団の形成を促してゆく起点であった。

このように中・近世移行期の変動は、神社の奉仕者にも変容を迫ったが、かかる動向は必ずしも全国的に、また全ての宗教者に対して一律に展開したのではない。在地領主権力が十分に成長を遂げなかった地域では、兵農分離の影響は、少なくとも神社にとっては決定的な変質をもたらすものにはならなかった。

また、山伏同様に廻国の宗教者である、大社に附属して諸国を巡って活動する御師などの中にも、所属する神社の神を奉じて、巡回先に定着する者もあった。近世初頭の新田村落への伊勢社の勧請は、かかる活動によるところが大きい。

### ③ 一七世紀後半期

#### (一) 神社の整序と掌握

一七世紀前期の幕藩領主による神社政策は、東照宮イデオロギーの高揚と既存の名社・大社の保護と支配下への組み込みに力点が置かれていた。それは神社を秩序化する方向にはあったが、東照宮の建立を除けば、いまだ前代以来の枠組みを越えるものではなかった。しかし一七世紀中後期になると、廃絶した古社を復興し、一定の基準によって神社の秩序化を推し進めようとする動きが顕著になってくる。

正保三年(一六四六)尾張名古屋藩主徳川義直は「神祇宝典」を著し、式内社およそ八七〇社と、祇園社・北野社など著名式外社六八社について、祭神の考証、注釈の付加を行った。義直は「宮真清田社や熱田社など領内の有力社を崇敬し、保護を加えていたが、旧社顕彰の意は全国的神社に及ぶものであった。その思想は、仏教隆盛以前の状態を理想とし、そこに回帰するという反正の姿勢に立脚していた。かかる姿勢は、排仏思想に立脚する点で唯一神道の立場にあるといえるが、その根拠は吉田神道ではなく儒学の尚古主義に所在していた。<sup>(9)</sup>

式内社などの古社を重視し、これを顕彰しようとする動向は一七世紀の半ばには他藩でも見られた。紀伊和歌山藩では、慶安三年(一六五〇)廃絶した式内社の旧跡を比定し、建碑を行っている。以降、式内社の顕彰は、磐城平藩、土佐高知藩、肥前平戸藩などでも確認され、出羽久保田藩でも、正徳四年(一七一四)「国社」として領内に所在する式内社を比定・再興し、以降その社格をもって厚遇していることが知られる。

寛文年間の会津・水戸・岡山藩の著名な神社整理政策は、かかる動向が最も先鋭的に認められる例である。これらの政策は、多くの神社の破



却を伴ったため、しばしば破壊的な面が強調されるが、式内社などの古社・名社の復興という建設的な面を有していた。古社の復興やその保護は、神社に秩序を与え、序列化するための方途であった。

多数の神社の淘汰を伴った神社整理は、一見「神事」の遂行という領主の責務を放擲したものに見える。しかし、領主は、領内に所在する神社なら何でも保護対象としたわけではない。それはあくまで自らが宗教施設として存在を公認した神社に限られた。天下泰平・国家安全と領主の武運長久を願う神社がそれであり、領民が個人的な祈願を込めるだけの神社は存在意義のない、いやむしろ民を惑わす「淫祠（淫祀）」と見なされ、破却の対象となったのである。近世の領主権力にとって、「神事」の遂行はあくまでイデオロギー支配の手段であり、在地社会への迎合ではなかった。

在地社会の側も、圧倒的な権力の前に、領主の「神事」遂行の責務はもはや契約には成り得ないことを認めざるを得なかった。在地神社は、自らが「淫祠」ではなく、国家あるいは藩に須要の神社であることを誇示しなければならなかった。僻村の神社の棟札にもしばしば「天下太平」「国家安穩」などの文字が記されているのは、かかる意識の反映である。

神社の序列化や整理は、同時に領主が領内の神社を把握するための帳簿の作成を促した。会津藩の「会津神社志」および「会津神社総録」<sup>(10)</sup>、岡山藩の「御國中神社記」<sup>(11)</sup>は神社整理後、その結果をもとに編まれたものである。反対に水戸藩の「鎮守開基帳」は、神社整理に先だって行われた調査の結果を集めた簿冊であった。<sup>(12)</sup>

激しい神社整理を行わなかった領主も、封内の神社を掌握しておく必要から、しばしば神社帳を備用した。幕藩領主は、あるいは治安上の理由から無制限に神社が増加することを好まなかったが、多くの領主は存在を認めた神社を台帳に登録し、そこに登記されない神社を認めなかつ

た。幕府もまた元禄五年（一六九二）新規の神社の建立を禁止し、同時に神社台帳を作成して、そこに載らない神社の存在を承認しなかった。

しかし、神社帳の作成後、定期的に取り締まりが行われることはほとんどなかった。したがって、稲荷社などの規模の小さい小社は建立され続け、領主は未承認ながらも存続するものも少なくなかった。

また、神社帳を作成したのは概ね広い封地を有する領主に限られており、小藩や小領主はかかる帳簿を持たないことが一般的である。封内の神社は村々から提出される村明細帳などによって十分把握でき、そのうち専属の神職が附属する神社はごく限られた数にしかならなかったからである。

## （二）本所の公認と神職秩序化の指向

神社の序列化は、神職の序列化を伴った。旧社を再興、淫祠を除いて神社を整理すれば、奉仕する神社の格に応じて神職も序列化する必要がある。その際には、序列の規程が必要となる。そこで注目されたのが、朝廷の官位であり、神祇管領長上として神祇官を代表する公家吉田家であった。

寛文五年（一六六五）の諸社禰宜神主法度（「神社条目」）は、そのような意図を含蓄して発布された法令である。この法令によれば、①神職は朝廷から授与された位階を持つ神職、②位階は持たないが吉田家が発給した許状（神道裁許状）を有する神職、③位階も許状も持たない神職、に三分類される。このうち、神職としてしかるべき装束の着用が認められるのは①②で、③の神職は「下賤」の服とされる白張を着用しなければならなかった。

位階を得るためには、公家による取り次ぎを経て、勅許を受ける必要がある。その獲得には、多大な経費と労力を有した。これに比べて吉田家の許状は、はるかに軽い負担で獲得できた。したがって、本法令の発

布以降、諸国の多くの神社神職は吉田家と関係を持つことを余儀なくされ、その配下として活動することになる。

ただ、位階を得るより軽微であるとはいえ、吉田家の許状を獲得するために相応の負担は生じる。神職と吉田家に関係が生じることに、神社を支える氏子たちは、神職が許状を得る際の謝礼や上京費用を負担しなければならなくなった。氏子たちは積み立てや信仰者に寄附を募るなどの工夫によって経費の捻出をはかった。

この法令によって吉田家は、幕府から積極的に承認を受けた神職の統括者（本所）となった。それ以前神職は、伊勢神宮や、各地域の有力神社神職の許可によって身分を保つことができていたが、法令発布後は特定の公家と関係を持たない限り吉田家と関係を持つことを余儀なくされた。さもなければ白張を着用して祭祀に臨まなければならなかった。

伊勢神宮をはじめとする、従来神職身分を承認していた権威はこの法令によって存在意義を否定された。ただ、各地域にあって当該地域の神職身分を保障してきた地域大社は、多く吉田家の配下となった上で、それまで同様配下の神職の支配・統制を許された。

また、この法令によって神社や神職の序列化が一斉に進んだかといえ、必ずしもそうではない。神社・神職の序列化・秩序化は、主として神社整理を遂行した親藩大名によって推進された。諸社禰宜神主法度（「神社条目」）の発布もまた、会津藩主保科正之の意向を受けたものといわれている。したがって、全ての幕藩領主が必ずしもかかる政策に熱心であったわけではない。確かに会津藩では、神社・神職の序列が確立され長く維持されたが、他藩においてそのような動向は必ずしも確認されない。

### （三）徳川綱吉の神社政策

以上に述べた神社整理や法令の発布は、主に四代將軍家綱吉治世下にお

ける神社をめぐる動向であった。その後を受けた徳川綱吉は、平和で安定した泰平の世の統治者として、それまでの「武威」による統治を「儀礼」によるそれに転換させた將軍として評価されている<sup>13</sup>。その政策は多岐に亘ったが、大嘗会の再興や山陵修補・禁裏領の増献などの朝廷重視の施策、および服忌令の制度化などがよく知られるところである。これらの施策は、一方でその監督・統制体系の強化を伴うもので、あくまで綱吉が、統制下に置いた朝廷を、幕府の正当性を高めるために利用したものであった。

寺社に関する施策をみれば、古代以来国家の崇拜対象となっていた二十二社や東大寺などの寺院の崇敬や、賀茂社葵祭の復興、諸国著名寺社の修復・造営が主なものとして挙げられる。これらの施策は、伝統的な国家祭祀対象や諸国著名寺社の復興を行うことで国家規模での「神事」遂行の責務を果たし、自らの国家統治の正当性を誇示するためのものであった。

綱吉が、多田権現社・壺井権現社・六孫王権現社など源氏祖先神を祀る神社に、延喜式に則った勅裁による神位授与を行ったことも注目される。当該期の神位授与は、天皇からの委任を受けたとする吉田家の「宗源宣旨」によって行われており、かかる正式な手続きを経た神位授与は正保二年（一六四五）の東照大権現への正一位授与以来途絶えていた。

綱吉はまた、幕府に神道方・天文方を設置した。これらは幕府が独自に神道や陰陽道に関する部局を必要としていたことを示している。ただ、神道方は主として神典の考究などを行い、ここを中心に神社政策が展開されたり、神社・神職の掌握・統括がなされたわけではなかった。このような実態を見る限り、同じ時期に設けられた歌学方と同様、神道方は神職・神社の統治や支配のための設置ではなく、武威一辺倒であった幕府に文事に対する教養を蓄積するための部局であったと理解してよ

いだらう。

#### ④ 一八世紀前半期

##### (一) 商品経済の展開と神社

一七世紀末～一八世紀初頭のいわゆる元禄時代と呼ばれる時期は、商品経済が全国的に進展し、社会経済の基盤に農業のみならず商業が大きな位置を占めてゆく画期であった。

この動向は、当然神社にも影響した。まず指摘できることは、神社境内や神領の価値が上昇したことである。商品経済の進展に伴って、境内や神領の山林から採集される木材や粗朶、落ち葉などは、建材や燃料として重要な商品と化していった。かかる事態は境内や神領、時には神木の進止権、すなわち神社の支配権をめぐる争いを各地で惹起させてゆくことに帰結してゆく。

次に指摘できることは、神社の担い手の変化である。商品経済の進展は全国的に産業構造の転換をもたらし、農業を基盤に村落で中心的な地位を維持していた旧来の土豪層が、商業活動に従事する新興勢力に立場を逆転させられることは少なくなかった。村落での立場の逆転は、商品経済の進展による境内・神領の価値上昇と相俟って、旧来の中心勢力と新興勢力との間に神社支配権をめぐる争いを生じさせる。宮座祭祀の村においても、従来村落秩序の上層にあり、特権的に祭祀に従事してきた株座などは動揺して新しい勢力を受け入れるか、あるいは新興勢力が別に宮座を形成する場合など、村落祭祀の様態は大きく変容を被るようになる。

また、境内・神領の価値上昇は、それまで氏子の委任を受けて神社の日常的な維持・管理に携わっていた百姓身分の「宮守」「掃除人」など

といわれる人々にも神社支配権の掌握を指向させた。もちろん神社に奉仕する専門の宗教者である神職や社僧・修験にとっても、自己の神社支配権を保持することは切実な問題であった。

##### (二) 荘郷氏神と村氏神

近世初頭の「村切り」によって、中世の荘郷が集落を単位として分割され、多くの村が析出されたことは既に述べた。荘郷はその集集の軸として氏神を有していたが、「村切り」の後もかつて同じ荘郷を形成していた村々の結びつきは簡単には解消せず、荘郷氏神への崇敬と集集は変わらないことが多かった。荘郷氏神の祭礼は、地域の秩序と強く結びついてきたからである。

ただ、「村切り」によってそれぞれが直接領主と対峙するようになった村々では、村としての共同意識が涵養されてゆく。これに伴い各々の村は、生産力の向上や商品経済の展開によるゆとりが蓄積される中で、新たに神社を勧請したり、村域内に所在する神社を村の集集の軸として崇めるようになる。ここにおいて村は、中世以来の荘郷氏神と、「村切り」以降の村氏神と二つの氏神を有することになる。さらに村を構成する小集落（小字など）が、荘郷や村とは独自に小集落の氏神を有する場合もあった。このような村氏神や小集落の氏神の出現と、当該社への村落ないし集落構成員の集集は、個別の村と荘郷氏神との関係を希薄化してゆくことも少なくなかった。

荘郷氏神や村氏神には、地域の安寧はもとより、豊饒、除災などが祈念され、それに伴う神事が執行された。年の豊凶や諸事の吉凶の判断を期待される場合もあった。また、しばしば開放的な雰囲気を伴う祭礼は、村同士の対抗意識を顕在化させ、怪我人や死者を出す大きな争いを発展することもあった。



### (三) 神位濫授と祭神・由緒の確定

当該期には、神社への位階授与を希望する者が激増した。その背景には、農業生産力の拡大、商品経済の進展を原因として村に経済的な余裕ができたことがある。神位を受けるためには多額の礼金が必要であったからである。また、商品経済の進展を阻害する、作物禁忌などの解除のために、神位を求める場合もあった。かつ、神社支配権の確定が必要な局面が増えたことも、神位授与申請が増加したことの要因である。神位を受けるためには領主の添状、氏子の支持が必要であり、神位申請の過程において、自ずから神社の代表者であることが証明されたのである。

村々からの神位の申請は、諸社禰宜神主法度（「神社条目」）で神職の本所としての地位を承認された吉田家に対して行われた。したがって、神位を受けるために上洛した者は、本所吉田家からも神社の代表者たること、すなわち神社支配権を承認されることになる。神位は、神道裁許状と違い、神職以外の宗教者や一般の人々が支配する神社でも受けることができた。したがって、神道裁許状のように神社支配権を証明するための証書を持たない社僧や山伏あるいは氏は、神位を受けることでその支配権を証明することができたのである。かかる動向を背景に、一八世紀の前半期には、吉田家による神位授与が最高潮に達した。

神位を受けるためには、いま一つ条件があった。神社の祭神などの基礎事項が明確でなければ、神位を受けることはできなかったのである。一見、当然のことのように思えるが、当該期の神社では、かかる基礎的事項さえ認識されていない事例が珍しくなかった。かかる事項が不明に帰している神社は、神位授与の申請を行う前に、吉田家の勘考によってこれを決定してもらう場合があった。すなわち、神位授与申請の増加に伴って、当該期には、それまで不明であっても特段不都合のなかった神社の基礎事項が確定されて行く事態が進行した。その過程において、祭

神や由緒の均質化が進行していったが、それは在地に伝承された神格や由緒が駆逐され、記紀神話など中央の神体系に組み込まれて行く過程でもあった。

祭神や由緒の確定は、神社帳を編纂した藩などにおいては、既に進行していた。この時期から、地誌の編纂が盛んになってゆくことも、かかる傾向を助長してゆく。民間の学者や神職もまた祭神や由緒の考証を行うようになり、彼らの手によって神社志が編まれることも多くなった。

### (四) 「神事」遂行の責務放擲と勸化

当該期には、江戸幕府の統治で平和と安定が所与のものとなる一方、幕府財政は悪化の一途を辿っていた。そのような中、幕府が従来どおりの形で「神事」遂行の責務を果たすことは、もはや難しくなっていた。ただ、露骨にそれを放擲することも、政権の威信を大きく損なう。一般に享保の改革と呼ばれる改革政治を遂行した吉宗政権は、「神事」の責務の遂行についても大きな転換をはかっていた。形の上では責務を果たしながらも、実態としてはそれを放擲する方策を打ち出すのである。すなわち、神社修造にかかる勸化の許可と触流し、いわゆる御免勸化である<sup>14)</sup>。

勸化とは、寺社などに修造の必要が生じたとき、村々や信仰者を廻つて必要経費の寄附を募ることである。勸化は本来寺社と村々の応答関係において成り立つものであるが、これに幕府が許可と支援を与えることで実効は高まる。吉宗政権下では勸化制度が整備され、寺社修復のための出費を抑制する一方で、御免勸化が増大した。幕府は寺社の募金活動に許可を与え、触流しなどの支援を行うが、他に財政的な援助をするわけではない。かかる巧妙な政策によって、幕府は事実上「神事」遂行の責務を放擲しながら、論理上それを果たすことに成功したのである。

吉宗政権下での神社政策として注目されるのは、二十二社のうち上七



社、および豊前宇佐八幡宮、筑前香椎宮への奉幣使発遣の復興である。<sup>(15)</sup> 上七社への奉幣使発遣は三百余年、宇佐・香椎へのそれは四百年以上も途絶えていた。これは、従来の江戸幕府が二十二社への敬意を表しながらも、その実態は神領の付与など最低限の保護に止まっていたことに對して、大きな進展であった。これもまた、改革政治を展開して事態の打開を図らなければならなかった幕府が、朝廷権威を利用して正当性を確保しようとする施策であった。

また、吉宗政権は、式内社考証と顕彰を支援したことも特筆されるべきであろう。民間の儒学者であった並河誠所<sup>なびか</sup>は友人の遺志を継いで畿内の地誌「五畿内志」の完成に精力を傾け、幕府もまた触流しを行うなどの形でこれを支援した。誠所は伊藤仁齋の古義堂で儒学を修めた学者であり、その姿勢は復古主義的・考証主義的であった。彼は「五畿内志」編纂過程で所在の紛れていた畿内五国の式内社を考証によって当時現存の神社に比定し、その成果を「五畿内志」の記述に盛り込むとともに、別に幕府へ呈上した。そしてこれらの式内社を顕彰するために、社号を記した石標の建立を幕府に願い出て許可を受ける。しかし、その費用は幕府の負担ではなく、民間からの寄附に依存していた。したがって石標の建立は摂津国の二十社のみにか為し得なかったが、幕府はその建立に当たって大坂町奉行に通達を出させ、便宜を図っている。かかる幕府の姿勢もまた、「神事」の遂行の責務を果たさずして果たすという御免勸化の論理と同じである。

誠所の活動は、一七世紀中後期に幕藩領主が行っていた式内社顕彰の動向が民間へ波及した点でも注目されるが、幕府がかかる神社をめぐる復古的な動向を支援している点にも注目されるべきであろう。

## 5 一八世紀後半期

### (一) 神社奉仕者の動向

神社奉仕者をめぐる状況は、これ以前から徐々に変容しつつあった。先に寛文五年（一六六五）諸社禰宜神主法度（「神社条目」）が發布され、諸国の多くの神職が吉田家の配下となって自己の身分を確立したことを示した。それは、地域の神社の視点で見れば、幕府の法令によって公的に身分を承認された神職の登場と、当該神職を中心とした祭祀秩序の確立を意味した。しかしながらかかる祭祀秩序は、地域内部における勢力の対立や、商品経済の展開による地域における産業構造の変容などを背景として、しばしば動揺した。神社支配権の確保が大きな利権を伴うようになると、神職の地位の奪取を目論む者も現れてくる。吉田家を事実上唯一の本所権威とするだけでは、神職支配・編成は、もはや困難になっていた。

神職が存在しない村では、百姓身分で神社の維持・管理を担い、神事に携わることもある「宮守」・「掃除人」による祭祀が行われるところもあった。彼らが神社境内や神領の価値上昇に伴って神社支配権の掌握を指向したことは既述したところである。

彼らは百姓身分であり、専業の神職とは区別されるべき人々であった。しかしながら、彼らが神社支配権の掌握に成功した場合、たとえ身分は異なっても、専業の神職と同様の活動を行うことになる。宮座などの村落祭祀組織においては、トウヤに当たった際の厳しい潔斎を嫌うなどの理由から、神職を立てる場合があった。ただ、彼らもまた、百姓身分であった。当該期には、このような百姓身分で祭祀に携わる人々（仮に百姓神主とする）が顕在化してきていた。

一方、都市においては享保以降顕著になる地主制の進展によって農村を追われた棄民が流入し、活計の道を得るために下級の宗教者となる事例が増えていた。神職の姿をしながらも奉仕する専属の神社を持たず、

竈祓や祈祷、神社祭礼時の臨時雇や、都市の小社の祭祀に携わったり、あるいは祓を唱えて門付けを行う「神道者」と呼ばれる人々が登場してくるのもこの時期の特徴である。

当該期の都市においては、離村農民の流入のみならず従来の都市商工民の没落という事態も進行していた。これらの事態は、旧来の地域共同体的な結合を希薄にした。その結果都市では、共同体の氏神祭祀より個人祈願が盛んとなり、必ずしも氏神ではない小社や流行神への信仰が高揚し、稲荷の小社などの勧請が盛んになった。かかる動向は都市で顕著であったが、農村部でも進行した。

## (二) 神葬祭と霊神祭祀の展開

百姓神主や神道者などの顕在化は、專業神職の身分的な自覚を高揚させた。長く僧侶に従属的な立場に置かれ、宗門改制度によって神祇に奉仕する身でありながら葬祭を仏式で行うことを余儀なくされていた神職の中には、かかる自覚の高揚によって、神式の葬祭、すなわち神葬祭を望む者も増加した。

神葬祭によって葬られた神職は、死後霊神として祀られることになる。したがって、神葬祭の希望増大の背景には、「和霊」として人を祀る神意識の一般化があったと見なければならぬ。かかる意識の一般化には、一七世紀の後期以降、諸侯が自らの信仰から、また先祖の追善・顕彰の意図から、自身や先祖を神に祀ることが多くなったことが関連していると考えられる。民政に尽くした役人が神に祀られるようになってゆくのも、このような動向の帰趨であった。

## (三) 本所の複線化と朝廷権威への結節

先に一八世紀後半期以前から、吉田家の権威によって担保される在地の祭祀秩序が動揺を見せ、これを克服しようとする動きが胎動していた

ことを述べた。ただ、そのような秩序の中心にいる神職は吉田家、ひいてはその立場を保障する幕府権力による公認を受けている。したがって、この秩序を克服しようとする勢力は、吉田家に対抗する正当性を推戴してその秩序に挑まなければならなかった。

そこで注目されたのが、吉田家以外の公家である。諸社禰宜神主法度（神社条目）は、従来から神社が特定の公家と関係を持っている場合はその関係を認め、必ずしも吉田家との関係を持たない神職の在り方を認めていた。したがって吉田家によって保障される秩序を克服しようとする勢力は、他の公家を頼りにすることとなる。ただ、特定の公家と関係を取り付けることのできる神社は、全体から見ればごく少数で、事実上の例外であった。神道を家職としない一般の公家が、神職を配下に組み込むことは、論理的に難しい部分もあった。

そこで注目されたのが、神祇伯を世襲する白川家であった。神祇伯は、神祇官の長官である。したがって白川家は、律令官制上は吉田家の上官に相当するが、神道の実力では吉田家にはるかに圧倒されていた。吉田家を中心とする秩序から脱落した神職や、当該秩序に対抗しようとする神職は白川家を頼り、同家もまた吉田家に匹敵する本所としての自覚を強めてゆく。神職本所としての白川家の活動は正徳頃から確認されるが、宝暦年間に至って大きく活性化してゆく。

白川家は吉田家に対抗すべく、神社神職を配下に取り込む活動を行った。だが、後発の神職本所としての限界から、それだけでは吉田家に対抗することはできなかった。白川家の配下取り込みの活動は、專業の神職のみならず、顕在化する百姓神主や「宮守」「掃除人」、さらには「神道者」などの下級宗教者にも及んでゆく。このような組織対象は、吉田家の想定を越えるものであった。吉田家はあくまで神社神職の本所であり、百姓神主らの俗人や奉仕する神社を持たない下級宗教者までを組織対象とはしていなかった。

さらに白川家は、村々を巡回するという方法で配下を募った。これもまた、吉田家には案出し得なかつた方法であつた。幕府の承認を受けて、事実上唯一の神職本所として活動していた吉田家には、座していても諸国から神職が集い来たからである。

ただ、吉田家もまたこのような白川家の方法に学び、組織対象を白川家同様に拡張して活動してゆくことになる。その際、天明二年（一七八二）の幕府による諸社禰宜神主法度（「神社条目」）の再触は有効であつた。法令の文言は寛文五年（一六六五）の初発時から変更はないが、村持の社への奉仕者や宮座などと称して神事・祭祀を営んでいる人々に対しても諸社禰宜神主法度（「神社条目」）を適用することが附言されていた。この言が付されたのは、もとより幕府自身が顕在化してきた百姓身分の神社奉仕者を掌握する必要性を感じていたからにはかならないが、宝暦九年（一七五九）以降の吉田家からの再三の嘆願を受け入れたものとも理解すべきである。

以降吉田家はこの法令に依拠して各地の宮座などの掌握に乗り出し、時に役人を派遣して、許状を持たずに祭祀を行う宮座の摘発と入門の強要を繰り返した。村内の事情からこれを歓迎する村もあつたが、吉田家への入門は相応の出費を伴うため、村はもとより領主までもがこれを歓迎せず、その回避のために努力する場合もみられた。その際に、実態はともかく、自社は白川家の配下であると主張して吉田家への入門を回避する事例もあつた。

白川家の台頭によって、二つの本所が競合的に各地の神社神職や神社への奉仕者を自家の配下に取り込もうとする動向は熾烈さを増し、各地で争論を惹起させた。神祇官の高官を世襲する二つの本所の、神社に関わる俗人をも巻き込んだ配下獲得競争は、朝廷権威と接点を持つ神社を各地に増大させる結果を招来することになる。

#### （四）復古反正の潮流

白川家への注目とその推戴は、神祇官長官たる神祇伯こそが神祇官の代表であるとする、律令官制を規準にした論理に基づいてなされた。これには、神祇管領長上という立場が吉田家による創出であることを看破するに至つた考証主義の発展も寄与したが、律令制に則つた体制こそあるべき姿であるという復古反正の思想に拠るところが大きい。白川家が台頭してくる一八世紀半ば、復古反正の思想とそれに基づく政策が朝廷で遂行されていくことも白川家の上昇を後押しした。

寛文以来の吉田家の活動は、神位濫授や官位を帯びる神職の増大をもたらした。かかる動向を一因として、朝廷内部では一八世紀の中頃から復古的な官位制度改革が行われる。その中で、神位の授与は古代に行われていたとおり勅裁に限ることが決定され、吉田家が発給する神位授与・承認証書「宗源宣旨」は意味を喪失する。

かつ、神位や神職官位の授与に当たっては、社号が問題となる場合が少なくなかつた。式内社などの旧社の神職には、一般の神社神職より高い位階が与えられたが、これらの旧社は古代の国家祭祀体制が崩れるとともに廃絶したり、所在が紛れたものが多く、しばしば位階の授与に混乱を来すことがあつた。かかる状況を受けて、関白近衛内前は宝暦九年（一七五九）五月、社号が旧社号から変更されている神社の全国調査を幕府に要請する。このようにして出されたのが同年八月の神社調査触である。<sup>18)</sup>

関白の要請は、古い社号が紛れていることが朝廷の官位制度改革に都合なことからなされたように、古い社号の調査に主眼を置くものであつた。このころから、諸国の神社でも古い社号に関心が高まり、式内社などの古社を比定するための考証が盛んになってくる。考証には六国史などの古文獻に通暁している必要があつたため、このような動向の中



で各地に古文獻の知識が蓄積・共有されるようになっていった。

宝暦九年の神社調査触には、百姓神主などを含む奉仕者がいる神社について、その書き出しを命じる条項も含まれていた。したがって、諸藩においては触を受けて神社帳の改訂が行われたり、未だ神社帳を具えていなかった場合は新たに作成されるなど、領主が改めて神社の現状を把握する契機となった。

### (五) 文化拠点としての神社

泰平の世の平和と安定は農業生産力の向上をもたらし、商品経済の展開を活性化させた。かかる動向に由来する経済成長は、民衆の生活水準を中世と比べて大きく向上させた。かかる民衆生活の向上に伴い、各地の著名神社への参詣や巡礼、祭礼の華美化、境内での様々な芸能興行、開帳など神社を舞台とした行動文化が発展した。参詣や巡礼の展開は、往来に伴う負担の減少、安全性の向上という近世統一権力の成立に由来する交通事情の改善によるところが大きい<sup>19)</sup>。

かかる動向を牽引したのは、主に都市部の神社や各地の著名神社である。ただ、農村の神社においても、社頭で宮地芝居などの芸能興行が開催されることは珍しくなく、民衆の身近な娯楽として歓迎されていた。

かかる行動文化の展開を、神社側も積極的に利用してゆく。開帳の際や参詣の土産に、神社の略縁起や宝物録などの摺物や冊子を作成・頒布したり、神社側が自身の魅力を強く訴え、参詣者の誘致を働きかけていくこともあった。その際、一八世紀中後期以降出版が盛んになる挿絵入りの地誌などの出版メディアが活用されることも珍しくなかった。多くの参詣客を誘引する神社を擁する地域やその道中に当たる地域では、神社の存在と人気の多寡が地域経済にも大きな影響を与えていた<sup>20)</sup>。

このような行動文化は、一九世紀に至るとさらに強力に展開し、地誌や錦絵の出版と相俟って、神社は「名所」として位置づけられてゆくよ

うになる。

神社はかかる行動文化のみならず、地域の文化センターの役割も果たした。神社に奉仕する宗教者は、職務遂行上の必要から、様々な教養を身につけておく必要があった。また、近隣諸村や郡・国単位と同職組織に組み込まれ、そのような交際の中において文化的な素養も必要とされた。本所や本山に参勤する機会を持つ彼らは、上方の洗練された文化に触れる機会も有していたから、宗教者が地域文化の中心となってゆくことは必然であった。神社は、しばしば在地の句会や歌会などの文化活動の拠点となり、在村文化の展開に寄与した。

向学心に溢れる神職や、地域の中心的地位にある神職の中には、多数の書籍を集積する者もあった。もちろん、大社や名社においても膨大な書籍が蓄積され、全国にその名を知られる知識の一大集積をなす場合もあった。

### 一九世紀・近世神社史の帰結——結語にかえて——

明治維新に至るまでの一九世紀は、一八世紀までに進展した神社をめぐる動向が質的・量的・空間的に深化・増大・拡大した過程であった。国学は各地の神職に受容され、朝廷は政治的に幕府から自立してゆくが、神社をめぐる局面は近世の桎梏を完全に脱却するまでには至らなかった。例えば、幕末期に至っても東照宮への奉幣使は依然として朝廷から発遣されていたごとく、幕府が執行権力として存在する以上、近世の神社をめぐる枠組みは決定的には変わらなかった。

新政府は近世までの神社のあり方を、「王政復古」の立場から否定することによって神道国教化を進めた。それは神祇官の復興、神仏分離、神社国有化、全国を覆う一元的な社格制度の設定などを軸に行われた。



かかる施策は、明治政府が強力な中央集権型の国家形成を行ったことを前提に行われた。近世という時代は近代と比べた場合、国家権力の分権性という点において大きく相違する。確かに近世国家は中世と比べた場合、はるかに統一された権力を有していたが、將軍を頂点に諸侯に封土を分配して支配を委ねるといふ権力の在り方は、近代国家の集権性と比べればやはり分権的であった。したがって近代の神社の在り方は、近世の分権的性格を超越したところに特質を有することになる。

しかし、それらの施策もまた、近世において前提が準備されていたからこそ可能であった。近世初頭に遂行され、近世という時代を特徴づけた二つの政策―兵農分離と検地―はそれ自体既に近代の神社の在り方の前提を準備していた。検地によって在地神社の領有地は、一旦は公権力によって収公され、改めて神領を与えられることで領有権を承認された。かかる手続きは、神社は在地社会のものではなく、公権力の支配下に属することの宣言でもあった。明治政府が社地の上知をなしたのも、かかる与件の存在を念頭に置くべきである。また、兵農分離は、氏子が深く神社運営に関わることを余儀なくし、彼らの神社への帰属意識を涵養した。国家神道体制への民衆の動員は、かかる前提なしには成り立たない。

新政府による社格制度は、二十二社など古代以来の国家祭祀対象社に、領主崇敬社などの地域大社を加えて官幣社・国幣社として、かつ「和霊」信仰の系譜上に別格官幣社を設定して、これらを体系の頂点に位置づけるものであった。一七世紀に幕藩領主が注目して以降価値として立ち現れてきた式内社は、郷社選定の際の規準の一つとなった。国を挙げた村ごとに村氏神が創出されたことに拠るところも大きい。

本所も、慶応三年（一八六七）早々に廃止された。天皇・朝廷を民衆から切り離し、その権威を祀り上げることによって自らの威信を高めよ

うとする新政府は、個別の公家と在地社会が直接に結びつくことを嫌ったのである。<sup>(2)</sup>しかしながら、近世を通じた本所の活動も、近代の神社制度の確立に少なからず寄与するところがあった。それは、吉田家・白川家の両本所が拮抗する中で特に顕著になった、在地神社と朝廷権威の接点の形成である。ともに神祇官高官を世襲する吉田・白川の両家と、数多くの在地神社が結びついていた状況は、明治政府が神祇官体制を創出して神職を国家への奉仕者として組み込んで行く方向性に合致するものであった。

神仏分離は、唯一神道の需要層の拡大を前提にすることなしには、現出し得ない事態であった。これもまた、本所が幕府に公認され、神職という身分集団が独自に展開し得たことの帰結であった。ただ、排仏主義の濫觴は、儒学的な尚古主義に求められることも見落とされるべきではないであろう。

神道国教化の方向性の中で、近世に展開した流行神などの信仰は抑圧されたが、名所となった神社はその後も当該地域へ参詣者を誘う重要な拠点であった。それはしばしば鉄道敷設を促し、その後も長きにわたって当該地域の展開に大きな影響を与えてゆくことになる。

註

- (1) 宮地直一『神祇史綱要』(一九一九年、明治書院、一―二頁)。のち増補改訂して『神祇史大系』(一九四二年、明治書院)。なお、宮地は『神祇史大系』において「神祇史」を「神道史」、前著における「神道史」を「神道思想史」と言い換えているが、「神祇史」と「神道思想史」の総体を「神祇史」とする姿勢を崩してはいない。「神祇史」の称がしばしば「神祇史」の意に解されることがあったために改めたという(一―三頁)。本稿では『神祇史綱要』に準拠しつつ、『神祇史大系』の意図を汲み神社の歴史的・形式的な側面に関する研究を「神祇史」、宗教的・哲学的側面に関する研究を「神道史(神道思想史)」、その総体に対して「神祇史」という呼称を用いる。
- (2) 宮地前註第七・第九・第十および同「神道史講義案」第六篇・第七篇、「宮地直一論集8 神道史IV」一九八四年、蒼洋社。佐伯有義『大日本神祇史』第七篇(および第六篇の一部)、一九一三年、国晃館。岡泰雄『日本神祇史』第八編、一九一七年、金港堂書籍。河野省三『神祇史提要』第八(および第七の一部)、一九四四年、明世堂書店。なお、清原貞雄「徳川幕府神社に関する制度」(同「神道史」附録、一九三二年、厚生閣)も、近世の神祇制度の基礎的事項を網羅している。
- (3) 井上智勝『近世の神社と朝廷権威』(二〇〇七年、吉川弘文館)序章参照。なお、以降本稿では、特に注記をしない場合でも、当該書およびそこで言及した諸研究に依拠する部分が多い。最近の研究では、西岡和彦『近世出雲大社の基礎的研究』(二〇〇二年、大明堂)や高埜利彦による近世神祇制度の提示(高埜「江戸時代の神祇制度」、同編『元禄の社会と文化』、二〇〇三年、吉川弘文館)、井上寛司による「神祇史」の通史叙述の試み(「日本の神社と「神道」」、二〇〇六年、校倉書房)が特に注目される。
- (4) 前田勉『近世神道と国学』(二〇〇二年、ペリかん社)、松本久史『荷田春満の国学と神道史』(二〇〇五年、弘文堂)など、従来近世神道思想史の中心に置かれてきた本居宣長を相対化する視点を示す研究が相次いで発表されていることは、このことを端的に示している。
- (5) 中野豊任『祝儀・吉書・呪符』、一九八八年、吉川弘文館。
- (6) 宮田登『江戸のはやり神』、一九九三年、筑摩書房、初出一九七二年。
- (7) 柚田善雄『幕藩権力と寺院・門跡』、二〇〇三年、思文閣出版。
- (8) 高埜利彦『近世日本の国家権力と宗教』、一九八九年、東京大学出版会。
- (9) 井上智勝「十七世紀中―十八世紀初期における式内社研究」、『日本思想史研究会会報』二〇、二〇〇三年。
- (10) これらについては藤田定興『寺社組織の統制と展開』(一九九二年、名著出版)、『続神道大系』論説編 保科正之(一)(二〇〇二年、神道大系編集会)参照。
- (11) 延宝三年(一六七五)成立、岡山大学附属図書館池田家文庫蔵。
- (12) これについては真野純子「諸山諸社参詣先達職をめぐる山伏と社家」(圭室文雄編『論集日本仏教史』七、一九八六年)参照。
- (13) 高埜利彦「二八世紀前半の日本」、『岩波講座日本通史』一三、一九九四年、岩波書店。
- (14) 御免勸化については、鈴木良明『近世仏教と勸化』(一九九六年、岩田書院)参照。
- (15) 前掲(3)高埜論文。
- (16) 井上智勝「並河誠所の式内社顕彰と地域―摂津国式内社号標石の建立を中心に―」、『大阪市立博物館研究紀要』三三、二〇〇〇年。
- (17) 橋本政宣『近世公家社会の研究』、二〇〇二年、吉川弘文館。
- (18) 『御触書玉曆集成』九九六号。
- (19) 新城常三「社寺と交通」、一九六〇年、至文堂。同『新稿社寺参詣の社会経済史的研究』、一九八二年、塙書房。
- (20) 青柳周一「富嶽旅百景―観光地域史の試み」、二〇〇二年、角川書店。
- (21) 高木博志は、近代天皇制国家の形成には、天皇・朝廷が特定の地域(畿内)との関係を清算する必要があったことを指摘している(高木「近代天皇制の文化史的研究」、一九九七年、校倉書房)。個別の公家と在地神社の関係が断ち切られたのも、同様の文脈で理解してよいであろう。
- 〔付記〕本稿は科学研究費補助金若手研究(B)「幕藩領主の神社政策とその意図・思想に関する研究」(研究代表者井上智勝 課題番号一六七二〇一五八)の成果の一部である。
- (大阪歴史博物館、国立歴史民俗博物館共同研究員)  
二〇〇八年六月一七日受理、二〇〇八年七月二九日審査終了)

## A Tentative of the History of Shrines in the Early Modern Period

INOUE Tomokatsu

This paper presents a tentative of the historical development of shrines in the Early Modern period. Shrines developed against a backdrop of the separation of warriors and peasants (*heino bunri*), surveys of land (*kenchi*) resulting in the organization of land by village, increased agricultural productivity, and the development of a commodity economy, all developments that marked a break from medieval practices. At the same time, some practices continued, such as the responsibility of feudal lords to execute “*kami affairs*” and the syncretization of Shinto with Buddhism.

In the first half of the 17th century, unified authority saw the confiscation and re-assignment of shrine land, the building of Toshogu Shrine created a new religious order, and an integrated mechanism was put in place for Shinto shrines and priests. The disengagement of local lords due to the separation of warriors and peasants meant that shrine parishioners and worshippers had to run their local shrines, and the settling down of pilgrims such as *yamabushi* (mountain ascetics) clarified the duties of Shinto priests and initiated the fostering of a self-consciousness as Shinto priests.

In the second half of the 17th century, Shinto shrines and priests had become increasingly organized and ordered accompanying the restoration of former shrines and the destruction of “*inshi*” (*unauthorized shrines*), and on the Yoshida family, was called “supreme head of shrine and kami affairs” was given the highest authority by the Tokugawa government. The Tokugawa government, which sought to justify itself in peaceful and stable times, flaunted its reverence for shrines that took charge of state rituals and festivals and for the ancestral deities of the Minamoto clan.

In the first half of the 18th century, the commodity economy had developed to the extent that it encompassed the entire country, the value of shrine precincts and attached forest land had risen, and struggles of the right to control shrines began to intensify. As a result of the organization of land by village, manors were disbanded and *ujigami* shrines developed in the separated villages. Also, the Tokugawa government, with its evident financial difficulties, permitted the soliciting of contributions for the building and repair of temples and shrines, thus reducing its responsibility to execute “*kami affairs*” to a mere facade.

In the second half of the 18th century, farmer priests emerged who ran shrines while maintaining their peasant status. The Shirakawa family, which as head of the Jingikan (Ministry of Shinto) extended their authority over Shinto priests by bringing these priests under their control, engaged in competition to acquire followers

---

while opposing the Yoshida family, and shrines all over the country were constrained by imperial court authority amid a growing trend toward the restoration of past practices. At the same time, shrines became bases for a variety of cultural activities and local village culture.

In the 19th century up until the Meiji Restoration, these trends continued to deepen, increase and expand qualitatively, quantitatively and spatially. The modern state denied shrines state prior to the Early Modern period, and this occurred within the context of the premise provided by the Early Modern period.